

新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し（案）

1 経緯

- 「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」
(令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

4. 国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復

(1) 誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備

- 保険診療として実施されているPCR検査等について、その価格が自費検査価格に影響を与えていたとの指摘もある中で、
実勢価格を踏まえて保険収載価格の検証を行い、その結果を踏まえて、年内を目途に必要な見直しを行う。

2 スケジュール

- ・ 検査の価格の見直しについては、通常、診療報酬改定時（令和4年4月1日）であるが、本件については、政府方針を踏まえ、臨時の**本年12月31日**に前倒しして引き下げを行う（一部経過措置あり）。

3 見直し案（詳細は別紙）

検査項目	現行点数	見直し（案）
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	700点（※）
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点	
抗原検出検査（定性）	600点	300点
抗原検出検査（定量）		560点

※ 「核酸検出（PCR）検査（委託）」については、激変緩和のための経過措置として、令和3年12月31日から令和4年3月31日まで1350点とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に700点とする。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し（案）一覧

検査項目	現行点数	見直し（案）	準用点数（案）
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	1800点	700点（※）	D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	1350点	700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	1800点	700点（※）	D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	1350点	700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	600点	300点	D012 感染症免疫学的検査 「25」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）		560点	D012 感染症免疫学的検査 「46」HIV-1抗体（ウエスタンプロット法）（280点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	600点	420点	D012 感染症免疫学的検査 「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） 2回分

※ 激変緩和のための経過措置として、令和3年12月31日から令和4年3月31日まで1350点（D023 微生物核酸同定・定量検査
「14」SARSコロナウイルス核酸検出（450点）3回分）とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に700点とする。